

道路運送車両法施行令及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法施行令の一部改正

1 道路運送車両法第五十四条の三第一項に規定する地方運輸局長の権限は、自動車又はその部分の改造等を行った者の事務所等の所在地又は自動車の使用の本拠の位置若しくは現在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができるものとする事。
(第十五条第五項関係)

2 その他所要の改正を行うものとする事。
(第十五条第一項関係)

第二 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正

独立行政法人交通安全環境研究所が行う技術的な検証の業務に係る経理における国庫納付金は、自動車検査登録特別会計に帰属するものとする事。
(別表関係)

第三 附則関係

1 この政令は、公布の日から施行するものとする事。
(附則第一項関係)

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする事。
(附則第二項関係)